



応募について

応募をお考えの方は、事務局までご相談ください。

■NSCA ジャパン事務局 AD 担当

TEL : 04-7197-2064

E-mail : ad@nsca-japan.or.jp

AD/AAD の応募書類

1. 経歴書：学歴、職歴、NSCA ジャパンでのボランティア活動、必ず写真添付
2. AD(AAD)への応募理由と抱負（A4 1 枚：1,000 字以内）
3. 推薦状：事務局が用意した書式に、上記応募書類を確認した推薦者が署名する

AD/AAD の審査方法

AD の審査方法

1. AD/AAD の規定第 6 条第 1 項に定めるすべての応募条件を満たした候補者は、NSCA ジャパン AD 委員会担当理事との面接（原則としてウェブ面接）を行う。
2. 前項に定める面接に合格した候補者は、最終的に NSCA ジャパン理事会にて審査し、決定する。

AAD の審査方法

1. AD/AAD の規定第 6 条第 2 項に定めるすべての応募条件を満たした候補者は、AD 委員会にて審査する。
2. 前項で定める審査に合格した候補者は、AD 委員会担当理事の面接による審査を行い、決定する。なお、面接は、NSCA ジャパン総会時、カンファレンス時の年 2 回を原則とするが、都合を考慮しウェブ環境を用いた面接とする場合がある。
3. 前項で定める審査結果は、理事会へ報告される。



AD/AAD の任期

AD は AD 委員として、AD の任期は別途定める NSCA ジャパン委員会規程に従う。

AAD の任期は 1 年とするが、本人が退任を希望する場合(以下 1.)と、理事会が退任を命ずる場合(以下 2.)を除き、任期は継続更新される。

1. 本人が退任を希望する場合は以下の手続きを行う。
 - ・ AD が退任を希望する場合、理事長宛での「退任届」を事務局に提出し、担当理事が確認の上、理事会へ報告を行う。
 - ・ AAD が退任を希望する場合、理事長宛での「退任届」を事務局に提出し、理事会から権限を委譲された AD 委員会にて確認を行い、担当理事が理事会へ報告を行う。

2. 以下の事由が生じた場合には、理事会にて審議し退任を命ずる場合がある。
 - ・ 応募資格を喪失したとき
 - ・ NSCA ジャパン定款第 2 章第 9 条（会員資格の喪失）に該当したとき

詳細 ▶ 地域ディレクター(AD)/アシスタント地域ディレクター(AAD)の規定